

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月30日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合規則第11号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第2号）の一部を次のように改正する。
様式第11号を次のように改める。

後期高齢者医療負担区分等証明書										
1	氏名						年 月 日			
	該当する負担区分	一定以上負担区分					減 額 区 分			
		基準額Ⅲ	基準額Ⅱ	基準額Ⅰ	基準額未満Ⅱ	基準額未満Ⅰ	非課税	老 福	基準額以下	
	前年の12月31日現在の世帯に いる0歳以上16歳未満の世帯員								前年の12月31日現在の世帯員	
	前年の12月31日現在の世帯に いる16歳以上19歳未満の世帯員									
2	氏名						年 月 日			
	該当する負担区分	一定以上負担区分					減 額 区 分			
		基準額Ⅲ	基準額Ⅱ	基準額Ⅰ	基準額未満Ⅱ	基準額未満Ⅰ	非課税	老 福	基準額以下	
	前年の12月31日現在の世帯に いる0歳以上16歳未満の世帯員								前年の12月31日現在の世帯員	
	前年の12月31日現在の世帯に いる16歳以上19歳未満の世帯員									
3	氏名						年 月 日			
	該当する負担区分	一定以上負担区分					減 額 区 分			
		基準額Ⅲ	基準額Ⅱ	基準額Ⅰ	基準額未満Ⅱ	基準額未満Ⅰ	非課税	老 福	基準額以下	
	前年の12月31日現在の世帯に いる0歳以上16歳未満の世帯員								前年の12月31日現在の世帯員	
	前年の12月31日現在の世帯に いる16歳以上19歳未満の世帯員									
4	氏名						年 月 日			
	該当する負担区分	一定以上負担区分					減 額 区 分			
		基準額Ⅲ	基準額Ⅱ	基準額Ⅰ	基準額未満Ⅱ	基準額未満Ⅰ	非課税	老 福	基準額以下	
	前年の12月31日現在の世帯に いる0歳以上16歳未満の世帯員								前年の12月31日現在の世帯員	
	前年の12月31日現在の世帯に いる16歳以上19歳未満の世帯員									
5	氏名						年 月 日			
	該当する負担区分	一定以上負担区分					減 額 区 分			
		基準額Ⅲ	基準額Ⅱ	基準額Ⅰ	基準額未満Ⅱ	基準額未満Ⅰ	非課税	老 福	基準額以下	
	前年の12月31日現在の世帯に いる0歳以上16歳未満の世帯員								前年の12月31日現在の世帯員	
	前年の12月31日現在の世帯に いる16歳以上19歳未満の世帯員									
上記のとおり負担区分等の判定を行ったことを証明する。										
年 月 日										
秋田県後期高齢者医療広域連合長 印										

附 則

この規則は、令和 4 年10月 1 日から施行する。